

議案第 36 号

橋本市せせらぎ公園設置及び管理条例の一部を改正する条例について

橋本市せせらぎ公園設置及び管理条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 26 年 2 月 10 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市せせらぎ公園設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市せせらぎ公園設置及び管理条例(平成18年橋本市条例第199号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線及び太線の部分である。

改正後	改正前								
<p>(使用料) 第10条 やすらぎゾーンの使用料は、別表に定める額に、<u>当該額に消費税第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びそ法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)</u>とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(使用料) 第10条 やすらぎゾーンの使用料は、<u>別表のとおりとする。</u></p> <p>2 略</p>								
<p>別表(第10条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="805 1102 837 1227">単位</th> <th data-bbox="805 1227 837 2076">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="837 1102 869 1227">1区画1日につき</td> <td data-bbox="837 1227 869 2076">953円</td> </tr> </tbody> </table>	単位	使用料	1区画1日につき	953円	<p>別表(第10条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="805 129 837 616">単位</th> <th data-bbox="805 616 837 1102">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="837 129 869 616">1区画1日につき</td> <td data-bbox="837 616 869 1102">1,000円</td> </tr> </tbody> </table>	単位	使用料	1区画1日につき	1,000円
単位	使用料								
1区画1日につき	953円								
単位	使用料								
1区画1日につき	1,000円								

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の橋本市せせらぎ公園設置及び管理条例に規定するやすらぎゾーンの使用料は、この条例の施行の日以後に利用の許可を行うものについては適用し、同日前に利用の許可を行うものについては、なお従前の例による。